

01 キャッシュレスで市税等の納付ができます！

■問合せ 各課（下欄参照）

スマートフォンアプリやクレジットカード決済により、市役所や金融機関、コンビニエンスストアに出向くことなく、「いつでも」「どこでも」簡単に市税等を納付することができます。
事前に納付方法や注意事項を市ホームページで確認して行ってください。

▶利用できる市税等

個人市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、し尿処理手数料

※バーコードが付いている納付書が対象です。

▶注意

- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、市役所・金融機関・コンビニエンスストアのいずれかで納付してください。
- ・コンビニ使用期限を過ぎている場合や納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合は利用できません。
- ・通信料は利用者負担となります。

●スマートフォンアプリを利用した納付



▶利用できるアプリ

ペイペイ ペイジー シハライビショ ラインペイ
PayPay、PayB、支払秘書、LINE Pay

▶利用の流れ（イメージ）



●クレジットカードを利用した納付



▶利用できるクレジットカード

VISA. Mastercard. JCB.
American Express. Diners Club.



▶納付手続きの前に準備するもの

- ・バーコードが印刷された納付書
- ・スマートフォン、タブレット端末

▶利用の流れ

- ①専用サイト「大牟田市納付サイト※」にアクセス
- ②納付書のバーコードを読み込み、インターネット上でクレジット決済による支払い

※「大牟田市納付サイト」とは、市税等をクレジットにて納付するための公式ウェブサイトです。納付手続きが完了すると、指定納付受託者（九州カード株式会社）が納税者に代わって市税等を立替払いします。

▶システム利用料

納付手続き1件あたり納付金額に応じて、下記システム利用料がかかります。

納付金額（1件あたり）	システム利用料（税込）
1円～10,000円	110円
10,001円～20,000円	220円
20,001円～30,000円	330円

- 以降納付金額が10,000円増えるごとに、110円（税込）が加算されます。

■問合せ

市税：納税課 ☎41-2600
後期高齢者医療保険料：保険年金課 ☎41-2665
介護保険料：福祉課 ☎41-2683
し尿処理手数料：環境業務課 ☎41-2720

令和4年度 市税等の納期限および口座振替日一覧表

口座振替は、指定された金融機関の口座から納期限の日に振替によって納付ができる便利な制度です。納め忘れがなく支払いの手間もありませんので、ぜひ利用してください。

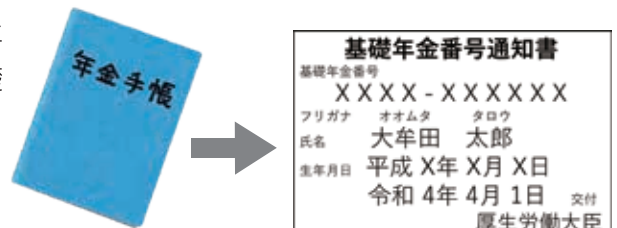
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限(振替日)	5月2日	5月31日	6月30日	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日	3月31日
個人市県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		定期										
固定資産税 (都市計画税含む)		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
し尿処理手数料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

02 4月から年金手帳の替わりに基礎年金番号通知書を発行します

■問合せ 日本年金機構大牟田年金事務所 ☎52-5294 保険年金課国民年金担当 ☎41-2607

令和4年4月以降、新たに年金制度に加入する人や年金手帳の紛失などにより再発行を希望する人には、基礎年金番号通知書が発行されます。

すでに年金手帳を持っている人に改めて基礎年金番号通知書が発行されることはありません。引き続き、年金手帳を大切に保管してください。



03 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が令和4年6月30日まで延長

■福祉課

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が3月31日(木)から令和4年6月30日(木)まで延長となりました。

新たに支給対象となる可能性がある世帯には市より随時申請書類等を郵送します。

支給には資産要件や収入要件などに基づく審査がありますので、必要書類を添付のうえ同封している返信用封筒にて郵送してください。

原則、郵送での申請ですが、予約者のみ会場での窓口申請を受け付けています。

●予約・問合せ 自立支援金コールセンター(☎050-3000-7979)

●受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日を除く)

04 死亡の際の手続きの一部をお手伝いします 「おくやみコーナー」を開設します

利用には事前予約をお願いします

■市民生活課

身近な人が亡くなられた際に、さまざまな手続きが必要になります。死亡後の手続きについて、ご遺族の方に分かりやすく案内する「おくやみコーナー」を4月18日(月)から開設します。

「おくやみコーナー」では、いくつかの質問に答えていただき、市役所で行う手続きに必要な書類の一部を作成し、手続きの案内をします。

「おくやみコーナー」を利用する際は、事前に予約をしてください。予約がない場合は、長時間待っていただく場合があります。

▶予約・問合せ おくやみコーナー（本庁舎2階保険年金課横） ☎85-0466 FAX41-2621

▶予約受付時間 8:30～17:15(土・日、祝日、年末年始を除く)

※市外で死亡届を提出した場合は、手続きが可能になるまでに1週間程度かかる場合があります。

▶手続き案内時間 9:00～15:00(土・日、祝日、年末年始を除く)

- ◆市内で死亡届を提出した際に配布している「おくやみハンドブック」で、事前に必要書類を確認してください。「おくやみコーナー」に来庁する際は、「おくやみハンドブック」を持ってきてください。
- ◆市外で死亡届を提出した場合は、市ホームページに掲載している「おくやみハンドブック」を確認してください。

「おくやみハンドブック」は
こちらから→



05 住民税非課税世帯等の皆さんへ 臨時特別給付金の『確認書』の返送は済んでいますか？

■申込み・問合せ 臨時特別給付金コールセンター
☎050-3196-8783

臨時特別給付金は、①住民税均等割非課税世帯や②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

詳細は市HPから→



①住民税均等割非課税世帯

世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税であることが確認できた世帯に対して、2月15日に市から黄色の封筒で『確認書』を送付しています。

提出が済んでいない人は、同封の返信用封筒で早めに返送してください。期限までに返送しないと給付金の支給を辞退したことになりますので注意してください。

▶返送期限：5月16日(月) (当日消印有効)

▶支給時期：通知はがきを送付し、お知らせします。



市から『確認書』が届いていない世帯でも、次のいずれかに該当する場合は給付金を受給できる可能性があります。申請方法などの詳細は、市ホームページで確認してください。

- 令和3年1月2日～12月10日に転入し、世帯全員が非課税である。
- 令和3年1月1日～12月10日に課税の配偶者と離婚し、世帯全員が非課税になった。
- 令和3年1月1日～12月10日に課税の扶養者が死亡し、世帯全員が非課税になった。
- 修正申告をして非課税世帯になった。
- DVを理由に避難しており、世帯全員が非課税である。

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）の給付金申請も受付中です。詳細は、市ホームページで確認してください。

※住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯の重複受給はできません。

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

06

全国発送可能な新商品開発に取り組む事業者を募集します ウィズ・アフターコロナ対応新商品開発支援事業

■問合せ 産業振興課 ☎ 41-2525

メールアドレス：e-shoushien01@city.omuta.fukuoka.jp

ウィズ・アフターコロナを見据え、全国発送可能な新商品の開発や既存商品の改良による販路拡大、販売力強化を支援するため、その取り組みに要する経費の一部を補助します。

▶申請期間 4月18日(月)～5月27日(金)午後5時必着

▶補助対象期間 交付決定日～令和5年2月28日(火)

▶補助対象者

①大牟田市内に店舗や製造工場等を有する中小企業者。

②次の要件の全てを満たしている団体であって、上記①が構成員に含まれているもの。

ア 組織運営に係る意思決定の手続きを定めた定款、規約またはこれに類するものを有していること。

イ 年間の事業計画および収支予算を定めていること。



▶補助対象事業等

事業区分	1. 新商品開発支援事業	2. 新商品開発・製造受託事業者支援事業
事業内容	全国発送が可能な新商品の開発 または既存商品の改良	全国発送可能な商品の開発・製造を請け負うために必要な機械装置の導入、周知
対象経費 (例示)	①機械設備購入費 (真空包装機、急速冷凍庫) ②委託費 (成分検査、試作品製造費用) ③広告宣伝費 (チラシ、Webサイトの作成費) ④開発費 (試作品・パッケージ開発費)	①機械設備購入費 (大型真空包装機、急速冷凍庫、高温高压調理器) ②広告宣伝費 (チラシ、Webサイトの作成費)
補助率	2/3以内	1/2以内
上限額	50万円	200万円

▶申請方法 申請書（市ホームページでダウンロード可）に必要事項を記入の上、

郵送、メールまたは直接、産業振興課へ

受付時間：午前9時～午後5時（土・日、祝日を除く）

詳細は市HPから→

